

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

嘉麻市(以下「甲」という。)と福岡県行政書士会(以下「乙」という。)とは、嘉麻市内において大規模な地震、風水害、火災等や感染症等の疾病が発生した場合(以下「災害時」という。)における、被災者支援のための行政書士業務(以下「行政書士業務」という。)に関し、次のとおり(以下「本協定」という。)協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 災害時において、甲が行政書士業務の必要があると認めたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

(行政書士業務の範囲)

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談センターの開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

(要請手続等)

第4条 第2条の要請は、「協力要請書」（別紙様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、電話等によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、第1項の要請を受けたときは、速やかに「協力要請確認書」（別紙様式第2号）を提出するとともに、その要請を実施するために必要な措置を講じるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

3 乙は、要請を受けた行政書士業務が終了したときは、速やかに「協力結果報告書」（別紙様式第3号）により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請による行政書士業務で必要となった経費は、原則無料とする。ただし、これにより難しい場合は、乙はあらかじめ、行政書士業務の内容に応じて協議を求めることができる。

(相談者の費用負担)

第6条 甲の要請による行政書士業務において、相談者は負担を負わない。ただし、行政書士業務上生じる印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等は、相談者の負担とする。

(協力体制の確保)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、あらかじめ相互の調整を行う業務責任者を定め、平常時から防災に関する情報交換に努めるものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年5月7日

甲 福岡県嘉麻市岩崎1180番地1
嘉麻市
嘉麻市長

嘉麻市長署名

乙 福岡県福岡市博多区東公園2番31号
福岡県行政書士会
会長

福岡県行政書士会
会長署名